

平成 22 年 4 月 30 日

郵政改革関連法案の閣議決定について

社団法人 全国地方銀行協会
会 長 小 川 是

本日、郵政改革関連法案が閣議決定されました。

公表されている法律要綱案では、基本理念の中に、「同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性」や「郵政事業と地域経済との連携に配慮」等がうたわれております。しかしながら、ゆうちょ銀行への政府出資を常態化させたまま、届出によって業務範囲の拡大が可能となる枠組みとしていることは、競争条件の公平性を著しく損なうと言わざるを得ません。また、預入限度額については、すでにそれを引き上げる政府方針が示されており、地域の金融システムへの悪影響が懸念されます。この点をみると、地域経済との連携に配慮しているとも考えられません。

今後の国会審議等の過程においては、次の点を十分に踏まえた慎重な検討が行われることを、あらためて強く希望します。

政府出資が恒久的に残るゆうちょ銀行は、官業そのものであり、民業補完としての位置付けを明確にすること。

預入限度額の引き上げは、規模の小さな金融機関や経済状況の弱い地域にとりわけ大きな影響を及ぼしかねず、地域における金融システムの安定を大きく損なうのではないかと憂慮される。預入限度額については、維持もしくは引き下げの方向で再検討すること。

業務範囲は、民業補完の観点から限定的に取り扱うこととし、新規業務について現行の「認可制」を維持すること。

新たに設置される郵政改革推進委員会が、真に中立的な立場で、民間金融機関との公正な競争条件の確保や地域経済・地域金融機関への影響を定期的にチェックし、実効性のある改善勧告を行う枠組みを設け、それについては期限を定めないこと。

以 上